

新地方公会計制度とPFI事業

New Local Government Accounting System and PFI Projects in Japan

尾 上 選 哉

1. はじめに

本稿では、新しく導入された地方公会計制度が日本の地方公共団体の公共施設等の整備・マネジメントにおいて、その活用が強く推進されているPFI事業どのように貢献するかを考察・検討する。

新地方公会計制度とは、2015（平成27）年1月、総務大臣が各地方公共団体に対して通知した「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総務大臣通知）に基づくものである。この統一的な基準は、発生主義会計等の企業会計的手法を活用した財務書類の作成と開示に係るものであり、地方公共団体の制度会計である歳入と歳出に基づく現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、「現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実」（総務省[2014b]）が期待されている。

PFI（Private Finance Initiative）事業とは、地方公共団体などの公的主体と民間事業者の企業等が連携して公共サービスの提供を行う様々な手法ないしは仕組み（官民パートナーシップ；Public Private Partnership：PPP）の代表的な手法であり、民間資金等活用事業ともよばれている。内閣府は公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫をする「PPP／PFI推進アクションプラン」を策定し、2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までの10年間で21兆円規模のPPP／PFI事業を達成することを目標としている（内閣府[2017a] 1頁）。PFI事業の推進には、新地方公会計制度における発生主義の思考に基づく財務情報が有用であると考えられている（特別委員会[2016] 247頁）。

そこで本稿では、まず第2節では、新地方公会計制度を概観し、発生主義の思考に基づく財務書類の利活用における現状を明らかにする。第3節ではPFI事業の意義および現状を確認し、第4節ではPFI事業の推進に新地方公会計制度がどのように関係するかを検討する。そして第5節では本稿をまとめることにする。

2. 新地方公会計制度の目的

(1) 新地方公会計制度とは

新地方公会計制度は、2015（平成27）年1月、総務大臣の各地方公共団体に対する「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知に基づくものであり、原則として2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの3年間ですべての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することを要請するものである（総務省〔2015a〕）¹。この統一的な基準とは、総務省に設置された「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が2014（平成26）年4月30日にとりまとめた報告書（以下、研究会報告書という。総務省〔2014a〕）を基にしたものであり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する会計の基準である（以下、「統一的な基準」という。）。この「統一的な基準」に基づいて、地方公共団体が財務書類を実務的に作成するための作成要領として、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省〔2015c〕）が公表されている。

「統一的な基準」は、発生主義会計等の企業会計的手法を活用した財務書類の作成と開示に係るものであり、地方公共団体の制度会計である歳入と歳出に基づく現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、「現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実」（総務省〔2014b〕）が期待されている。

(2) 「統一的な基準」導入の背景

地方公共団体の会計に「統一的な基準」が導入された背景には、①地方財政の悪化および②パブリック・アカウンタビリティ（公的説明責任）の重要性の高まりがある。地方財政の状況が緊迫する中、地方公共団体は「第2の夕張²」とならないために、財政状況を改善することが急務とされた。財政状況の改善すなわち健全化には財政の透明性を高め、財政の効率化・適正化の推進が不可避となったのである。また、地方公共団体の利害関係者である住民（納税者）・議会に対するパブリック・アカウンタビリティの重要性が高まるにつれて、財政の透明化は不可避であり、行政サービスの効率的かつ効果的

¹ 2017（平成29）年度は本年（2018年）3月31日に終了し、2ヶ月間の出納整理期間の後、8月末までに地方自治法に基づく決算書が作成され、監査委員の審査を経た後、9月の決算議会において認定され、住民等に公表される。「統一的な基準」に基づく財務書類等の公表は、地方自治法に基づく決算書の後になると思われるので、9月ないしは10月以降にはほとんどすべての地方公共団体の財務書類等が出揃うということになる。

² 北海道夕張市は財政破綻の末、2006（平成18）年6月に財政再建団体入りを表明し、2007（平成19）年3月に総務大臣の同意を得て再建団体となった。これを受けて、2007（平成19）年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）、いわゆる財政健全化法が制定された（2008（平成20）年4月施行）。

な提供が要請されるようになったのである。

地方公共団体の会計は、従来、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を議会において議決された予算に委ねており（予算による事前統制）、予算執行の結果は決算として議会に報告され、住民にも公開されてきたのである（総務省〔2014a〕2頁；齋藤他〔2017a〕106頁）。このような地方公共団体の制度会計においては、「予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用」（総務省〔2014a〕2頁）されてきたのである。

しかしながら、従来の現金主義に従った場合には、「社会的インフラの増大やその維持のための支出並びに地方債の償還や利息の支払いのための支出等のために、行政サービスの受益世代が公平に負担をしているのか（世代間の負担の公平化）など」（齋藤他〔2017a〕106-107頁）について十分な情報を提供し説明できない状況が生じていた。このような問題に対応するために、総務省は企業会計において培われてきた発生主義会計を導入し、財務書類の作成と開示を推進してきたのである。しかしながら、地方公共団体の財務書類作成に適用される統一的な会計基準がなかったことから、各地方公共団体によって異なる会計基準や会計モデル（例えば、基準モデルや総務省方式改訂モデル³、東京都方式⁴など）に準拠した財務書類が作成され、地方公共団体間の比較可能性の向上などが問題として指摘されていたのである。

（３）「統一的な基準」の意義と目的

このような状況の中で、総務省は「統一的な基準」を地方公共団体に導入することとしたのである。研究会報告書によれば、地方公会計整備の意義は次の３点である（総務省〔2014a〕4頁）。

- 地方公会計は、発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものであり、具体的には、①発生主義による財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握し、中長期的な財政運営への活用の充実への期待、②発生主義による財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比し、財務情報の内容

³ 総務省に設置された「新地方公会計制度研究会」（座長：跡田直澄）の報告書（2006（平成18）年5月18日）は、2つの会計モデルを提示した。1つが「地方公共団体財務書類作成に係る基準モデル」であり、もう1つが「地方公共団体財務書類作成に係る総務省方式改訂モデル」である。前者は「開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき作成し、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成する」（総務省〔2007b〕2頁）ものであり、後者は「固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成する」（同上）ものである。

⁴ 東京都方式とは「固定資産台帳をもとに開始貸借対照表を作成し、複式簿記による取引の日々仕訳で記録し、これを予算執行に関する官庁会計システムと連動させるもの」である（山浦〔2016〕7頁）。

理解の深まりである（16項）。

- 各地方公共団体においては、地方公会計の整備により、①住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、②資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効活用することで、地方公共団体のマネジメントの強化、財政の効率化・適正化を図ることへの期待である（17項）。
- 各地方公共団体への役立ちのみならず、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要である（18項）。

「統一的な基準」は情報の意思決定有用性アプローチに基づき、財務書類の利用者として、①住民、②地方債等への投資者、③その他外部の利害関係者（取引先、国、格付け機関等）および④地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）等を特定している（総務省〔2014a〕27項）。その上で、地方公共団体の財務書類の作成目的は、「経済的または政治的意思決定を行う上記の情報利用者に対し、意思決定に有用な情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価などに有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることにある」とし、具体的には次の4つに関する地方公共団体の情報を提供するとしている（総務省〔2014a〕29項）⁵。

- ① 財政状態
- ② 発生主義による一会計期間における費用・収益
- ③ 純資産の変動
- ④ 資金収支の状態

（４）財務書類の利活用における現状

総務大臣通知（総務省〔2015a〕）は、2017年（平成29）度までに地方公共団体は「統一的な基準」に基づく財務書類を作成することを要請しており、2018（平成30）年の秋以降に全国の各地方公共団体の作成した財務書類が公表される予定⁶であり、今後、「統一的な基準」による地方公会計が浸透していくとなる。

次の段階としては、財務書類が上述の作成目的を達成するための手段として利用・活用されるかである。総務省でも、財務書類の利活用については「統一的な基準」の導入時より検討を進めてきているところであり、利活用に向けた手引き（「財務書類等活用の手引き」、以下、「手引き」という。総務省〔2015d〕）も準備されてきた⁷。「手引き」では、

⁵ 「統一的な基準」の詳細については、総務省〔2014a〕および総務省〔2015c〕を参照されたい。また研究会座長を務めた鈴木豊氏による鈴木編〔2014〕、鈴木編〔2016a〕、鈴木編〔2016b〕も詳しい。

⁶ 地方公共団体の状況を勘案し、「やむを得ない理由がある場合」には5年間の移行期間、すなわち2019（平成31）年度までに財務書類を作成することが認められている（総務省〔2015a〕別紙2）。

⁷ 2015（平成27）年1月に公表された「統一的な基準」による地方公会計マニュアル（総務省

財務書類を行政内部におけるマネジメント・ツールとして活用することや、行政外部において住民や議会等へのアカウンタビリティの履行やまたディスクロージャーに活用することが期待されている。「行政内部での活用（マネジメント）」として、「マクロ的な視点からの活用」と「ミクロ的な視点からの活用」の2つを示している。前者については、①財政指標の設定と②適切な資産管理が具体的に示されており、後者についてはセグメント分析を前提として、①予算編成への活用、②施設の統廃合、③受益者負担の適正化、④行政評価との連携および⑤人件費等の按分基準の設定が具体的にあげられている（総務省〔2015d〕3-6頁）。「行政外部での活用（アカウンタビリティ）」としては、①住民への公表や地方議会での活用、②地方債IRへの活用および③PPP/PFIの提案募集が掲げられている（総務省〔2015d〕7-8頁）。

2016（平成28）年4月には総務省と地方公共団体金融機構が共同で「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」を設置し、地方公会計の活用についての検討が進められ、2016（平成28）年10月に報告書を公表している（総務省・地方金融機構〔2016〕）。報告書の「はじめに」においても、「地方公会計は、『作って見せる』公会計から『活用する』公会計へとステージが変わり、地方公共団体の限られた財源を『賢く使う』ことに資する取組が促進されることが期待」（総務省・地方金融機構〔2016〕1頁）されており、財務書類等を用いた先進的な活用事例⁸を紹介し、他の地方公共団体における同様の取組みの導入が期待されている。

また先進事例の更なる収集・分析や財務書類等の新たな活用方策等を検討するために、総務省は2017（平成29）年10月に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を設置し、事例の収集・分析および新たな活用方策の検討、地方公会計マニュアルの更新に向けての作業が進めている⁹。

上述のように総務省は「統一的な基準」による財務書類の導入を推進してきているが、財務書類の利活用にむけてはまだまだ克服すべき課題があるようである。日本会計研究学会に設置された特別委員会「新しい地方公会計の理論、制度および活用実践」（委員長：山浦久司〔明治大学教授〕）¹⁰が2016（平成28）年に実施した「新地方公会計に関す

〔2015C〕には、「財務書類等活用の手引き」（総務省〔2015d〕）が含まれていた（2016（平成28）年5月に改訂版）。

⁸ 3団体の事例である。①予算要求特別枠による中長期的なコストの削減および広報誌、バランスシート探検隊等による広報活動（愛媛県伊予郡砥部町）、②適切な資産管理のための基金の創設および固定資産台帳の管理体制の強化（京都府相楽郡精華町）、③セグメント分析による図書館の統廃合、予算編成のための行政コストの比較および日々仕訳の自動化による業務の効率化（熊本県宇城市）。

⁹ 当該研究会については、下記URLを参照されたい。2018（平成30）年3月の研究会（3月15日開催予定）において報告書案・マニュアル案をまとめ、その後、公表する予定である。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kokaikei_sokushin/index.html（2018年3月12日アクセス）

¹⁰ 特別委員会の最終報告は、特別委員会〔2016〕にまとめられている。第1部：基礎理論、第2

る実態調査」(特別委員会 [2016] 381-428頁)によれば、地方公共団体は「統一的な基準」に基づいて財務書類を作成し整備するものの、どのように財務書類を利用・活用すればよいかという具体的な利活用の方法については十分な理解が進んでいないという可能性が示されていた(齋藤他 [2017a] 117-118頁; 齋藤他 [2017b])。また、著者の所属する大原大学院大学社会科学研究所主催の地方公会計に関わる講演会等における参加者アンケートにおいても、地方公共団体の担当者からは利活用についての意見が多く集められており、利活用をテーマにした講演会やワークショップの開催を望む声が寄せられていたのは、各地方公共団体において財務書類をどのように利活用すればよいかという理解が進んでいない証左であろう¹¹。

3. PFI事業の現状

(1) PFI事業とは

PFI (Private Finance Initiative) とは、PPP (Public Private Partnership) ¹²の代表的な手法の1つであり、「公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法」(内閣府 [2017b])である。PFIは、もともとサッチャー政権以降の英国の行財政改革において、大蔵省が1992年に導入した社会資本整備を効率的に進める政策的手法である。厳しい予算制約の中でいかにして公共サービスを提供し、社会資本整備を進めていくかという課題の解決策として打ち出されたものであり、民間部門の資金を活用し、官民協力によって社会資本整備を進めるのみならず、運営・管理の面でも取り入れるものであった(杉浦 [2003] 59-60頁)。

日本においても、国・地方の財政状況の悪化に伴い、行政による社会資本整備を効率的に進め、経済の活性化および経済成長を実現する手段としてPFIが導入されたのである。PFI事業はPFIの手法を用いた民間資金等活用事業であり、「民間資金等の活用による公共

部：国際的動向、第3部：新公会計制度の活用・効果（内部利用）、第4部：新公会計制度の活用・効果（外部利用）、第5部：監査および第6部：実態調査から構成されている（全428頁）。

¹¹ 大原大学院大学社会科学研究所では、2016年6月より3回の地方公会計講演会を開催している。2017（平成29）年11月1日に開催された特別講演会において著者は「『統一的な基準』による財務書類の利活用」と題して研究報告を行った（章末の〈資料〉を参考されたい）。<http://www.orhara.ac.jp/grad/research-institute/lecture.html>（2018年3月12日アクセス）

¹² PPPとは、一般に行政側（官）と民間の企業等（民）が連携して公共サービスの提供を行う様々な手法ないしは仕組みであり、官民パートナーシップないしは官民（公民）連携などと呼ばれている。内閣府によれば、「公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの」（内閣府 [2017b] スライド7）とされている。PPPには指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、さらに包括的民間委託、業務のアウトソーシングなどが含まれ、PFIはPPPの代表的な手法である。OECDによれば、何がPPPを構成する要素であるかに関する明確な定義はなく、国や機関などによってPPPの定義は異なる（OECD [2008] pp. 16-25）。

施設等の整備等の促進に関する法律」(1999(平成11)年7月30日成立、最終改正2016(平成28)年5月27日；以下、PFI法という。)に基づき実施されている。PFI法によれば、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する」(第1条)ことを目的とすると規定されている。そして、ここにいる公共施設等とは、①道路、鉄道、港湾、河川、公園、水道、下水道、工業用水道などの公共施設、②庁舎、宿舍等の公用施設、③賃貸住宅および教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設、④情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設および研究施設、⑤船舶、航空機等の輸送施設および人工衛星(これらの施設の運航に必要な施設含む。)など、幅広い施設等がその対象となっている(第2条)。このような公共施設等の整備・運営を民間の資金のみならず経営能力等を利用することにより、「公共サービスの提供に関わるコストの削減ないしは同じコストでより質の高い公共サービスを提供すること、換言するならばアウトカムがより高いレベルで達成される」(特別委員会[2016]246頁)ことを目指しているのである。

(2) PFI事業の現状

内閣府民間資金等活用事業推進室によれば、2017(平成29)年3月31日現在、PFI事業の事業数609件(実施方針公表件数)、契約金額(累計)は54,686億円にのぼり、事業主体別にすると、国74件、地方公共団体490件、その他¹³45件となっている(内閣府[2017b]スライド3-4頁)。内閣府はPFI手法を用いることによって、公的負担の抑制を図りながら、社会資本整備を推進し、国および地方公共団体の基礎的財政収支の改善を目指している。そこで、内閣府に設置された民間資金等活用事業推進会議は定期的にアクションプランを策定し、PFI事業の推進を図っている。2017(平成29)年6月9日には「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改訂版)」(内閣府[2017a])が公表され、更なる推進のための施策および事業規模目標が掲げられている。アクションプラン(内閣府[2017a])によれば、PPP/PFI推進のための施策として、特にコンセッション事業(後述)の活用があげられている(3-4頁)。また公的不動産における官民連携の推進があげられ、行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動産等の公的不動産の最適利用を図ることが課題とされている(5頁)。さらに、人口20万人以上の地方公共団体(181団体)においては優先的検討規定¹⁴を確実に策定することが掲げられ、人口20万人未満の地方公共団

¹³ その他とは、公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人である。

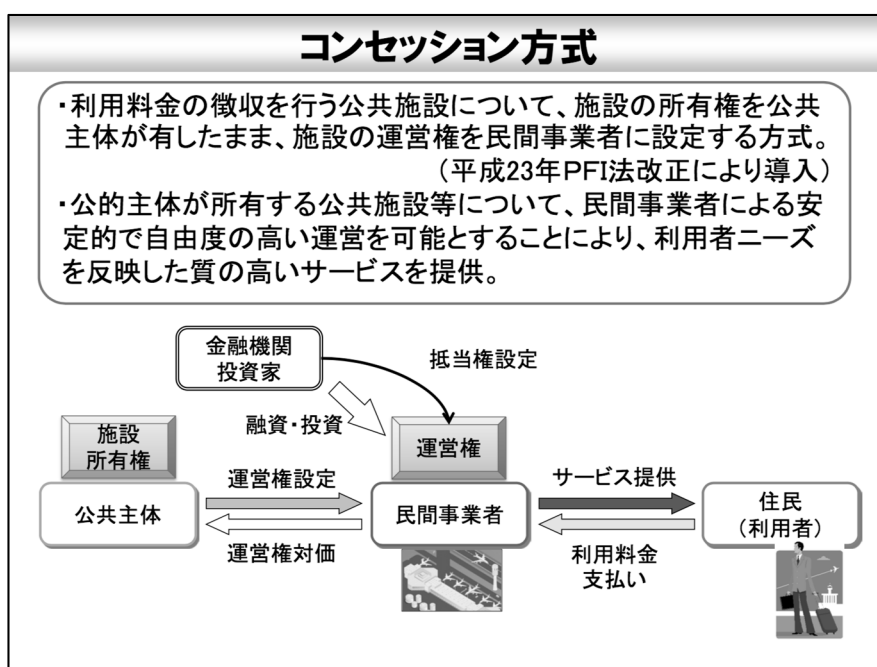
¹⁴ 優先的検討規定とは、「公共施設等の運営等の方針の見直しに当たっては、多様なPPP/PFI手法の

体においても順次適用拡大を図るとされている（7-8頁）¹⁵。

（３）コンセッション事業

コンセッション事業とは公共施設等運営権制度を活用したPFI事業である（図表 1 参照）。この方式は「公共施設等を所有する権利と運営する権利を二分し、公的主体が公共施設等を所有しながら、その運営権を一定の長期間にわたり民に売却し、民が当該施設を運営する手法」（東洋大学 [2015] 78頁）であり、内閣府が上述のアクションプランにおいてその推進を強く要請されているものである。

図表 1



（出典）内閣府民間資金等活用事業推進室HP

http://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/con_houshiki.pdf

導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること」（優先的検討）のために、公共施設等の管理者等が定めなければならない手続きおよび基準等をいう（内閣府 [2015] 1頁）。

¹⁵ 内閣府民間資金等活用事業推進室は、2017（平成29）年4月17日、優先的検討規定の策定状況を公表している。策定が要請されていた人口20万人以上の地方公共団体181団体のうち、平成28年度末時点で作成を終えているのは122団体であり、平成29年度以降に策定予定としているのは58団体、策定しないとしているのは1団体であった。また人口20万人未満の地方公共団体1607団体のうち、24団体が策定済みであり、今後182団体が策定を予定しているとのことであった。

http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/sakuteizyokyou/pdf/sakuteizyokyou1703_0.pdf
（2018年3月14日アクセス）

コンセッション方式を公共施設等の運営に導入することは、施設の維持管理・運営・大規模修繕等のすべてを民間事業者が担うことを意味している。つまり、社会資本整備において不可欠な財源を公的主体は負担することなく、公共サービスを提供することが可能となるのである。図表1にあるように、運営権を売却することにより、公的主体である地方公共団体は契約期間にわたり対価を受け取ることができ、収入を増加させることが可能となる。また公共施設等の大規模修繕や取替は運営権を取得する民間事業者が負担することから支出の削減につながることを期待されている。

PPP/PFI推進アクションプラン（内閣府 [2017a]）によれば、コンセッション事業の推進の重点分野として、①空港、②水道、③下水道、④道路、⑤文教施設、⑥公営住宅、⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設、⑧MICE¹⁶施設などを掲げ、これらの分野におけるコンセッション事業を推し進めているところである¹⁷。

4. PFI事業と新地方公会計制度

ここまで新地方公会計制度の概要とその進展状況を確認し、国を挙げてその推進が期待されているPFI事業を概観してきた。新地方公会計制度の導入およびPFI事業の推進に共通するのは、国および地方公共団体の厳しい財政状況であり、そのような状況の中で、どのように行財政改革を進めていくかが課題とされているのである。本節では、PFI事業と新地方公会計制度の関わりについて考察する。

(1) Value for Money

公共施設等の整備等においてPFI事業を実施するのは、上述のように、民間事業者が行った方が地方自治体などの公的主体が行うよりも、同一水準のサービスをより安く、ないしは同一価格でより上質のサービスを提供することができる場合である。PFI手法を適用するか否かを決定する際における重要なメルクマールは、「Value for Money（以下、VfMという¹⁸。）」という概念である。

VfMとは、総務省の「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」（以下、「VFMガイドライン」という。総務省 [n. d.]）によれば、「支払に対して最も価値の高いサービ

¹⁶ MICEとは、「企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称」をいう（<http://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kokusai/mice.html>）。

¹⁷ コンセッション事業等の重点分野の進捗状況については、内閣府民間資金等活用事業推進室が2017（平成29）年11月10日時点の状況をまとめ、公表している。
<http://www8.cao.go.jp/pfi/concession/pdf/concession.pdf>（2018年3月14日アクセス）

¹⁸ 以下、文献の引用において、原著に「VFM」と記されている場合には「VfM」に置き換えることなく、そのまま引用している。

スを供給する考え方」という考え方である（総務省 [n. d.] 2頁）。公共施設等の整備等をPFI事業として実施する条件は、PFI手法を用いた方が公的主体が従来のように実施するよりも、当該事業を効率的かつ効果的に実施できる場合としている。この判定にVfMが用いられるのであるが、「支払」と「サービスの価値」の関係に基づいた相対的な評価である。ここで、「支払」とは「事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」をいい、「サービスの価値」とは「公共施設等の整備等によって得られる公共サービスの水準」をいう（同上）。

仮に、従来型の公共主体が実施する場合と民間事業者がPFI事業として実施する場合、どちらの方法においても同一の公共サービス水準を提供するとした場合には、「支払」すなわちコストが低い方が「VfMがある」と判断することとなる。「VfMガイドライン」によれば、公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた適正な事業費用予測に基づく公的財政負担の見込額の現在価値である「PSC」（Public Sector Comparator）と、PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値である「PFI事業のLCC¹⁹」の比較により、VfMの判断が行われることとなっている。適正なVfMの判断を行うためには、発生主義に基づくコスト計算が不可欠となっている。

（２）公的不動産における官民連携の推進

上述のPPP／PFI推進アクションプランによれば、コンセッション事業のみならず、行政財産を含む国公有不動産や国立大学法人等の不動産等の公的不動産の最適利用を図ることが課題となっている（内閣府 [2017a] 5頁）。これは低未利用となっている公的不動産の有効活用を目指すものであり、そのために「民間の創意工夫を最大限活用するため、民間提案を積極的に活用する」（同上）こととしている。官民連携の枠組みとして、「地方公共団体等が公的不動産を現物出資し、民間事業者が現金等を出資するとともにノウハウを提供することで新たな事業体を設立し、当該事業体を活用して公的不動産の有効活用を図る」（同上、脚注5）というLABV（Local Asset Backed Vehicle）等の新しい手法を積極的に検討すべきことが示されている。このような事業を推進するためには、公共施設等総合管理計画等の策定のみならず、固定資産台帳等の整備が必須となる。また地方公共団体は民間事業者とともに事業体を設立し出資することになることから、地方公共団体の財政状況を明らかにする観点から、当然に地方公共団体の財務書類との連結が必要であろう。

¹⁹ LCCとは、Life Cycle Costの略であり、取得コストのみならず、取得後の使用に伴う使用コスト等を含めたコスト概念である。

(3) 民間提案の積極的活用

PPP/PFI推進アクションプランは、推進のための施策として「民間提案の積極的活用」を掲げ、その方針を「民間事業者のイニシアチブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案を活用する。その際、公共施設等の管理者である地方公共団体等が民間事業者に対し適切な情報提供を行うことが重要」としている（内閣府[2017a] 11頁）。

民間事業者が事業を提案するためには、地方公共団体等の公共施設等に関わる広範な情報が必要となる。新規事業を行うために、民間事業者であれば通常必要とする情報である。従来の地方公会計においては作成されていない、もしくは重視されていなかった情報が不可欠となるのである。

(4) 新地方公会計制度の役立ち

このように、PFI事業を推進するためには、民間事業者の参入の障壁となる要素を取り除くことが重要である。つまり、民間事業者はPFI事業等に参入するに際して、投資を上回る収益を獲得することが可能か否かを判断するための情報が必要であり、その情報を地方公共団体などの公的主体が適切に提供することが望まれる。このような情報提供のためには、企業会計において培われてきた発生主義の思考を援用した財務情報の作成が必要不可欠であり、そしてこの財務情報の作成の前提となるのが固定資産台帳の整備である。その意味で、「統一的な基準」を中心とした新地方公会計制度は、現行の現金主義会計による予算・決算制度を補完するものという位置づけでありながら、現金主義会計では捉えることができなかったコストやストックを把握することができることから、地方公共団体等の財政状況が厳しさを増す中であって、社会資本整備を推進していくための重要なツールであるといえる。PFI事業の中でも、コンセッション事業の重要性が高くなっていることを鑑みると、「運営権対価を受け取る場合には、発生主義の思考は収益に影響をもたらす」（齋藤他[2017b] 247頁）ことから、その検討も必要となっているといえよう。

5. むすびにかえて

本稿では、新地方公会計制度がPFI事業の推進にどのような貢献することができるかを明らかにするために、まず第2節において、新地方公会計制度の意義、その導入の背景および目的を明らかにし、新地方公会計制度の要となる財務書類の利活用の現状を考察した。その結果、地方公共団体においては財務書類を作成するステージにあり、まだ財務書類をどのように李かつよれば良いかというステージには到達していないことが明らかとなった。次いで第3節では、PFI事業の意義およびPFI事業の現状、特にその重要性

が増しているコンセッション事業を確認し、第4節でPFI事業と新地方公会計制度の関わり、すなわちその接点について考察を行った。その結果、新地方公会計制度において作成される財務書類がPFI事業の推進に必要な不可欠であることが明らかとなったのである。

総務省は「統一的な基準」に基づき整備される財務書類の行政外部での活用策として、「手引き」に「PPP／PFIの提案募集」を示している（総務省〔2015d〕8頁）。新地方公会計制度において整備が行われた固定資産台帳を公表することにより、民間事業者からPPP／PFI事業の提案募集が積極的に行われることを期待するとともに、そのためには固定資産台帳に当該固定資産に係る利用状況やランニングコストといった記載項目の追加が必要不可欠であることも示唆している。このような総務省の考え方は、内閣府におけるPPP／PFI推進アクションプランにおける施策として掲げているものと通じており、地方公共団体の厳しい財政状況を乗り越えていくためには双方が重要であることが明らかである。

「新地方公会計に関する実態調査」によれば、「統一的な基準」による財務書類のPFIへの活用をについて、「期待している」とした地方公共団体は21.4%であり、「期待していない」と回答した地方公共団体は54.4%にのぼった（特別委員会〔2016〕401頁）。さらに、固定資産台帳の効果として、「PFI事業のより適当な検討が可能になる」としたのはわずか2.2%の地方公共団体であった（同上）。また、そもそも整備した固定資産台帳を「公表・公表予定」とする地方公共団体は24.9%にとどまっており、固定資産台帳を積極的に開示し、外部の民間事業者が利用可能な状態にすることが期待される（特別委員会〔2016〕390頁）。このことは、総務省や内閣府が期待しているようには地方公共団体の動きは進んでいないのが現状であり、政府の期待と地方公共団体の現実の間にある大きな隔たりを埋め、小さくしていく作業が今後必要であることを示している。

2018（平成30）年3月末が、総務省が全国の地方公共団体に財務書類等の作成を要請している一つの区切りであり、秋以降には財務書類等が公表される予定である。なお、やむを得ない場合に限り、2020（平成32）年3月末までの延長が認められているが、今後は財務書類等の活用事例を積み上げ、またそれらを共有することを通じて、財務書類等の役立ちを行政内部のマネジメントにおいて、また行政外部のステークホルダーへの説明責任の履行や対話が進められることを期待したい。

<主な参考文献>

- 石田晴美 [2017] 「自治体財政健全化法の効果検証と今後の課題—タ張市を教訓に—」『経営論集』（文教大学経営学部）Vol. 3、No. 6、3月28日、1-17頁。
- 齋藤他 [2017a]：齋藤真哉、石津寿恵、尾上選哉、遠藤尚秀 [2017] 「新地方公会計導入に関わる実態分析（上）」『地方財務』第756号、6月5日、106-119頁。
- 齋藤他 [2017b]：齋藤真哉、石津寿恵、尾上選哉、遠藤尚秀、佐藤亨 [2017] 「新地方公会計導入に関わる実態分析（下）」『地方財務』第757号、7月5日、97-115頁。
- 杉浦 [2003]：杉浦勉 [2003] 「イギリス行財政改革におけるPrivate Finance Initiative導入の意義」『経済論叢』（京都大学）第171巻第2号、50-72頁。
<https://doi.org/10.14989/45542>
- 鈴木編 [2014]：鈴木豊編 [2014] 『ポイント解説 新地方公会計 財務書類作成統一基準』ぎょうせい。
- 鈴木編 [2016a]：鈴木豊編 [2016a] 『新地方公会計統一基準の完全解説—公会計・公監査の考え方とすすめ方』中央経済社。
- 鈴木編 [2016b]：鈴木豊編 [2016b] 『100問100答 新地方公会計統一基準—財務書類の作成と活用手法』ぎょうせい。
- 総務省 [2006] 「新地方公会計制度研究会報告書」5月。
http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikai/pdf/100705_1.pdf（2018年3月9日アクセス）
- 総務省 [2007a] 「新地方公会計制度実務研究会報告書」10月。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chikoujiken/report.html（2018年3月9日アクセス）
- 総務省 [2007b] 「新地方公会計制度実務研究会報告書の概要」10月。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000142057.pdf（2018年3月9日アクセス）
- 総務省 [2014a] 「今後の地方公会計の推進に関する研究会報告書」4月30日。
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000083.html（2018年3月2日アクセス）
- 総務省 [2014b] 「今後の地方公会計の整備促進について（総財務第102号）」5月23日。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000292408.pdf（2018年3月2日アクセス）
- 総務省 [2015a] 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総財務第14号）」1月23日。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000334402.pdf（2018年3月2日アクセス）

総務省 [2015b]「統一的な基準による地方公会計マニュアルについて（総財務第15号）」
1月23日。http://www.soumu.go.jp/main_content/000334445.pdf（2018年3月2日
アクセス）

総務省 [2015c]「統一的な基準による地方公会計マニュアル」1月23日。
http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/standard_manual.html（2018年3月2日ア
クセス）

総務省 [2015d]「財務書類等活用の手引き」『統一的な基準による地方公会計マニュアル』
1月23日。http://www.soumu.go.jp/main_content/000436184.pdf（2018年3月12日
アクセス）

総務省・地方金融機構 [2016]：総務省・地方公共団体金融機構 [2016]「地方公会計の
活用のあり方に関する研究会報告書」10月。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000444639.pdf（2018年3月12日アクセス）

東洋大学 [2015]：東洋大学PPP研究センター監修 [2015]『公共インフラ再生戦略：PPP
／PFI徹底ガイド 2016年版』日本経済新聞出版社。

内閣府 [2015]：内閣府民間資金等活用事業推進会議 [2015]「多様なPPP／PFI手法導入
を優先的に検討するための指針」12月15日。
<http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/pdf/shishin3.pdf>（2018年3月14日ア
クセス）

内閣府 [2017a]：内閣府民間資金等活用事業推進会議 [2017]「PPP／PFI推進アクション
プラン（平成29年改訂版）」6月9日。
<http://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan2.pdf>（2018年3月6日ア
クセス）

内閣府 [2017b]：内閣府民間資金等活用事業推進室 [2017]「PFIの現状について」。
http://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/pfi_genjou/pdf/pfi_genjyou.pdf（2018年
3月6日アクセス）

内閣府 [n. d.]：内閣府民間資金等活用事業推進室 [n. d.]「VFM（Value For Money）に
関するガイドライン」。
http://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/pdf/vfm_guideline.pdf（2018年3
月15日アクセス）

特別委員会 [2016]：日本会計研究学会特別委員会 [2016]、『新しい地方公会計の理論、
制度、および活用実践（最終報告）』9月12日。[http://www.jaa-
net.jp/sc2014a/pdf/JAA_SC2014a.pdf](http://www.jaa-net.jp/sc2014a/pdf/JAA_SC2014a.pdf)（2018年3月1日アクセス）

山浦 [2016]：山浦久司 [2016]「地方自治体における公会計制度の進展」『会計検査研究』
No. 54、9月、5-11頁。

OECD [2008] *Public-Private Partnerships: In Pursuit of Risk Sharing and Value
for Money*, OECD Publishing, Paris.（OECD編著・平井文三監訳 [2014]『官民

パートナーシップ－PPP・PFIプロジェクトの成功と財政負担』明石書店。）
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264046733-en>

(謝辞) 本研究は、JSPS科研費（基盤研究（B））JP15H03400の助成を受けたものである。

(おのえ えりや・大原大学院大学 会計研究科教授)

大原大学院大学 社会科学研究所
特別講演会 地方公会計
2017年11月01日（水）

「統一的な基準」による財務 書類の利活用

大原大学院大学

教授 尾上 選哉

eliya.onoe@mail.o-hara.ac.jp

報告の概要

1. はじめに
2. 行政外部における財務書類の利活用の課題
3. 行政外部における財務書類の利活用の例
①貸借対照表
4. 行政外部における財務書類の利活用の例
②行政コスト計算書
5. おわりに

1. はじめに

- 日本会計研究学会特別委員会
 - 「新しい地方公会計の理論、制度、および活用実践」（委員長：山浦久司教授〔明治大学〕）
 - 「統一的な基準による地方公会計による地方公開の整備促進」を背景とする、全国の地方自治体の「統一的な基準」による財務書類作成をはじめとする実態調査の実施



財務書類の利用や活用に関する記載
(自由記述欄)

© Eliya ONOE 2017

3

(参考) 実態調査の概要

- 調査名：新地方公会計に関する実態調査
 - 調査対象：全国の都道府県、市区町村1,788団体（新地方公会計担当者宛）
 - 調査方法：郵送にて配布、回収
 - 調査票配布期間：平成28年6月1日～24日
 - 有効回答数：1,103団体
 - 特徴
 - 「統一的な基準」への態度、意識を包括的に明らかにする初めての全国調査（類似調査：総務省、日本生産性本部）

© Eliya ONOE 2017

4

－回収状況

	送付数	有効回答数	回答率
全 体	1,788	1,103	61.7%
都 道 府 県	47	37	78.7%
政令指定都市	20	13	65.0%
市 区	793	579	73.0%
町 村	928	474	51.1%

－主な調査項目

- ・財務書類の作成（現状の利活用を含む）について
- ・財務書類の誤謬のチェックについて
- ・財務書類の公表について
- ・予算、決算、行政評価と財務書類の関係について
- ・「統一的な基準」について
- ・国際公会計基準（IPSAS）について
- ・財務書類の監査について
- ・教育について

© Eliya ONOE 2017

5

「統一的な基準」による財務書類

- ・貸借対照表
- ・行政コスト計算書
- ・純資産変動計算書
- ・資金収支計算書

© Eliya ONOE 2017

6

財務書類等活用の手引き（手引き）

行政内部での活用

（マネジメント）

- マクロ的な視点からの活用
 - 財政指標の設定
 - 適切な資産管理
- ミクロ的な視点からの活用（セグメント分析）
 - 予算編成への活用
 - 施設の統廃合
 - 受益者負担の適正化
 - 行政評価との連携
 - 人件費等の按分基準の設定

行政外部での活用

（アカウンタビリティ）

- 住民への公表や地方議会での活用
- 地方債IRへの活用
- PPP／PFIの提案募集

© Eliya ONOE 2017

7

2. 行政外部における 財務書類の利活用の課題

- 地方議会での利活用への課題
 - 地方自治法上の決算関係書類
 - ① 歳入歳出決算書
 - ② 歳入歳出決算事項別明細書
 - ③ 実質収支に関する調書
 - ④ 財産に関する調書
 - ⑤ 主要な施策の成果を説明する書類
 - ⑥ 監査委員の決算審査意見書

財務書類は歳入歳出決算書を議会が認定する上での補足的な情報との位置付け

© Eliya ONOE 2017

8

図表 1 財務書類の決算資料としての提出状況

Q. 貴団体では、財務書類を決算提出資料としていますか。以下の選択肢の中から、最もよくあてはまるもの一つを選び、番号に○印をつけてください。

	合計	都道府県	市区町村		
				指定都市	指定都市を除く市町村
1. 既に決算提出資料としている	82	2	80	3	77
	7.6%	5.6%	7.7%	25.0%	7.5%
2. 決算提出資料とする予定がある	56	0	56	0	56
	5.2%	0.0%	5.4%	0.0%	5.4%
3. 決算提出資料とする予定はない	342	16	326	4	322
	31.8%	44.4%	31.3%	33.3%	31.3%
4. 未定	582	17	565	5	560
	54.0%	47.2%	54.3%	41.7%	54.4%
未回答	15	1	14	0	14
	1.4%	2.8%	1.3%	0.0%	1.4%
合計	1,077	36	1,041	12	1,029
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

© Eliya ONOE 2017

9

図表 2 財務書類の理解可能性

Q. 貴団体では、「統一的な基準」による財務書類について、住民や議員にとってどの決算書の理解が難しいと思いますか。以下の選択肢の中から、あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。

	合計	都道府県	市区町村		
				指定都市	指定都市を除く市町村
1. 貸借対照表	92	1	91	2	89
	8.3%	2.7%	8.5%	16.7%	8.4%
2. 行政コスト計算書	87	5	82	3	79
	7.9%	13.5%	7.7%	25.0%	7.5%
3. 純資産変動計算書	196	13	183	4	179
	17.8%	35.1%	17.2%	33.3%	17.0%
4. 資金収支計算書	55	4	51	1	50
	5.0%	10.8%	4.8%	8.3%	4.7%
5. 附属明細書	43	3	40	1	39
	3.9%	8.1%	3.8%	8.3%	4.7%
6. 全ての財務書類	589	10	579	4	575
	53.4%	27.0%	54.3%	33.3%	54.6%
7. わからない	258	9	249	4	245
	23.4%	24.3%	23.4%	33.3%	23.2%
8. その他	4	3	1	0	1
	0.4%	8.1%	0.1%	0.0%	0.1%
未回答	6	0	6	0	6
	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%	0.6%
合計	1,103	37	1,066	12	1,054

© Eliya ONOE 2017

10

- ・ 住民への公表の課題
 - － 住民に対する説明責任の履行（手引き）
 - ・ 財務書類のわかりやすい公表

図表 3 財務書類（平成26年度決算）の公表状況

Q. 貴団体では、平成26年度決算について、財務書類を公表しましたか。以下の選択肢の中から、最もよくあてはまるものを一つ選び、番号に○印をつけてください。

	合計	都道府県	市区町村	指定都市	指定都市を除く市区町村
1. 公表した	763 87.2%	35 97.2%	728 86.8%	9 81.8%	719 86.8%
2. 公表していない	107 12.2%	1 2.8%	106 12.6%	2 18.2%	104 12.6%
未回答	5 0.6%	0 0.0%	5 0.6%	0 0.0%	5 0.6%
合計	875 100.0%	36 100.0%	839 100.0%	11 100.0%	828 100.0%

© Eliya ONOE 2017

11

3. 行政外部における財務書類の利活用の例①：貸借対照表

- ・ 貸借対照表からみる世代間の負担の公平性

「世代間公平性」とは、行政サービスを享受する世代が、その行政サービスを提供するのに要する経費を負担すること

 - ・ 貸借対照表の資産、負債および純資産の対比
 - ・ 純資産比率や社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

どのように貸借対照表から読み取れば良いかの明確な指針はない

© Eliya ONOE 2017

12

貸借対照表の区分表示（ヨーンスを参考に）

貸借対照表

現金預金 未収金・短期貸付金等	未払金 短期負債 臨時財政対策債等	区分Ⅰ
	余剰	
社会インフラ等	未払額 (地方債等)	区分Ⅱ
	支払済額	
拘束資金 (基金等)	積立金等	区分Ⅲ

区分Ⅰ：運転資本に含まれるような諸項目

将来の特定の支出とは結びつかない、区分Ⅰに属する貸借差額を計算

拘束を受けていない余裕資金としての余剰の計算

不足額の場合 ➡ 過去の世代が受益したサービスを将来世代が負担する大きさを表示

© Eliya ONOE 2017

13

貸借対照表の区分表示（ヨーンスを参考に）

貸借対照表

現金預金 未収金・短期貸付金等	未払金 短期負債 臨時財政対策債等	区分Ⅰ
	余剰	
社会インフラ等	未払額 (地方債等)	区分Ⅱ
	支払済額	
拘束資金 (基金等)	積立金等	区分Ⅲ

区分Ⅱ：長期保有の社会インフラ整備のための財源手当の状況の表示

社会インフラについて、その取得に要した金額がどのように調達されているかを表示

支払済額 ➡ 過去および現在世代が負担した部分

未払額 ➡ 将来世代の負担となる部分

(世代間の負担の状況)

© Eliya ONOE 2017

14

追加スライド

貸借対照表

現金預金 未収金・短期貸付金等	未払金 短期負債 臨時財政対策債等 余剰	区分Ⅰ
社会インフラ等	未払額 未償却残高 = 未払額 (地方債等)	区分Ⅱ
拘束資金 (基金等)	積立金等	区分Ⅲ

区分Ⅱ：長期保有の社会インフラ整備のための財源充当の状況の表示
前提：

- ①減価償却費 = その世代の負担すべき額
- ②減価償却過程 = 社会インフラ等の取得目的で
発行された地方債等の償還計画

© Eliya ONOE 2017

貸借対照表の区分表示（ヨーンズを参考に）

貸借対照表

現金預金 未収金・短期貸付金等	未払金 短期負債 臨時財政対策債等 余剰	区分Ⅰ
社会インフラ等	未払額 (地方債等)	区分Ⅱ
拘束資金 (基金等)	積立金等	区分Ⅲ

区分Ⅲ：区分Ⅰから独立して表示される内容

将来の特定の目的のために拘束されている金額（貸方側）とその目的のために具体的に拘束されている資産を表示
将来世代が受けるサービスの負担を過去の世代が負っている金額を表示

© Eliya ONOE 2017

15

－ 貸借対照表の3区分

- ・ 通常の運営
- ・ 社会インフラの形成
- ・ 将来の特定目的の積立て

➡ どのような資金調達が行われているか

➡ 世代間の負担の状況を明らかにする

4. 行政外部における財務書類の 利活用の例②：行政コスト計算書

- ・ 行政コスト計算書からみる行政目的（施策）にかかるコスト情報
 - － 行政コスト計算書：一会計期間における資産形成に結びつかない地方公共団体の行政サービスによるコストを明らかにするもの
 - － 発生主義会計の導入により、財貨や用益の消費のタイミングでコストを認識
 - ・ 減価償却費、各種引当金の繰入額
 - ・ 収益や費用の見越額・繰延額

－ 従来の総務省方式改定モデル

- ・ 性質別
 - ・ 行政目的別
- ➡ コストをマトリックス表示

－ 「統一的な基準」

- ・ 性質別のみに表示を変更

理由) 国、地方公営企業会計、企業会計などの取り扱いを同じにして、理解可能性を高めるため

- ➡ 附属明細書等として行政目的別行政コスト
計算書の作成を奨励（「手引き」）

© Eliya ONOE 2017

18

性質別・行政目的別行政コスト計算書

	総額	(構成比率)	行政目的(施策)別								
			生活インフラ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	その他
経常費用	12,162	100.0%	1,857	1,350	6,025	1,046	265	405	797	31	386
業務費用	5,157	42.4%	1,024	1,068	674	761	122	393	697	31	386
人件費	1,951	16.0%	194	301	403	289	33	317	384	29	—
物件費等	2,825	23.2%	830	767	271	472	89	76	313	2	5
その他の業務費用	381	3.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	381
移転費用	7,005	57.6%	833	282	5,351	285	143	12	100	—	—
経常行政コスト	12,162		1,857	1,350	6,025	1,046	265	405	797	31	386
(構成比率)			15.3%	11.1%	49.5%	8.6%	2.2%	3.3%	6.6%	0.3%	3.2%
経常収益	763		143	104	231	68	—	2	12	—	—
使用料及び手数料	436		116	7	47	63	—	2	10	—	—
その他	327		27	97	184	5	—	—	2	—	—
純経常行政コスト	11,399		1,714	1,246	5,794	978	265	403	785	31	386
(構成比率)			15.0%	10.9%	50.8%	8.6%	2.3%	3.5%	6.9%	0.3%	3.4%
臨時損失	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時利益	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—
純行政コスト	11,399		1,714	1,246	5,794	978	265	403	785	31	386
(構成比率)			15.0%	10.9%	50.8%	8.6%	2.3%	3.5%	6.9%	0.3%	3.4%

〔出所〕平成27年度横浜市の財務書類(普通会計行政コスト計算書)(横浜市財政局[2017])の数値を用いて、筆者作成。

- ・ 住民にとって、いかなる分野ないしは目的に重点を置いた政策や施策が採用されているのかが理解できる
- ・ 行政目的別コストの構成比率を用いて、経年比較により、行政コストの分析を行うことが可能
- ・ 同規模の他の地方公共団体との比較により、当該地方公共団体の行政コストの特徴が明らかに

© Eliya ONOE 2017

19

5. おわりに（まとめ）

- 行政外部における財務書類の利活用
 - 課題（地方議会および住民への公表）
 - 利活用の例
 - 貸借対照表 → 世代間の負担の公平性
 - 行政コスト計算書 → 行政目的（施策）に係るコスト情報
- 行政内部における財務書類の利活用
 - セグメント情報の利活用
 - 固定資産台帳の利活用
 - PPP/PFI 本報告では扱っていない

© Eliya ONOE 2017

20

- 主な参考文献
 - 齋藤真哉、石津寿恵、遠藤尚秀、尾上選哉「新地方公会計導入に関わる実態分析（上）」『地方財務』2017年6月号、106-119頁
 - 齋藤真哉、石津寿恵、遠藤尚秀、尾上選哉、佐藤亨「新地方公会計導入に関わる実態分析（下）」『地方財務』2017年7月号、97-115頁

本報告は、文部科学省学術振興会の科学研究費補助金（「地方自治体における新公会計システムの導入と運用に関する理論的・実証研究」基盤研究B（一般）15H03400）による成果の一部である。

© Eliya ONOE 2017

21